警備業務仕様書

１　業務名

　　鳥取県中小家畜試験場機械警備業務

２　警備対象施設及び所在地

　　鳥取県中小家畜試験場

　　　本館・バイテク棟・と場（鳥取県西伯郡南部町北方６３３）

　　鳥取県中小家畜試験場絹屋分場

　　　事務所棟・豚バイテク実験棟（鳥取県西伯郡南部町絹屋１０８）

３　業務期間

　　令和５年4月1日から令和８年3月31日まで

４　警備目的

1. 盗難及びその他の不良行為の予防、もしくは早期発見及びその拡大防止のための

業務

1. 火災異常の監視業務、消防機関への通報業務及び緊急対処のための業務
2. 上記の項目の業務を通じて財産の保全及び業務の円滑な運営に寄与する。

５　警備任務

1. 盗難、火災及び不良行為の拡大防止に関すること。
2. 事故発生時における施設内秩序保持に関すること。
3. 緊急事項の関係先への報告に関すること。
4. 自動警報警備システム用に警備対象物件に設置された異常感知装置及び自動通報装置（以下「警備用装置類」という。）の正常動作確認。
5. その他不測事態の防止と阻止。
6. その他警備発注者側の指示事項。

６　警備仕様

1. 自動警報警備システムによる警備とし、自動警報警備システム用に警備対象物件に設置された警備用装置類により「防犯監視」、「火災異常」、「閉じ込め防止（と場冷蔵庫）」の警備を行い、発生した異常事態を受注者の監視センター（以下「監視センター」という。）に自動的に通報する機能を有するものとする。

警備用装置類の種類、設置場所及び設置数量については、現在の警備仕様と同等とする。別添「警備用装置類設置状況一覧表」、「警備図面」のとおり。

1. 施設を発注者の管理区画（棟）ごとに警備ブロックに分け、警備ブロック単位（棟）ごとに防犯管理を行うものとする。警備ブロックは、施錠・開錠にあたり、当該ブロック用の鍵等を使用して機械警備システムの操作（警戒及び警戒解除）を行う方式で運用するものとする。

（３）発注者による機械警備システムの操作運用（機械警備のON（警戒）及びOFF（警戒解除）においては、容易な複製が不可能である専用のカード（鍵）を利用するものとする。

1. 自動通報装置は、停電時においても15分以上のバックアップ機能を有するものとし、また、バッテリーの容量については適宜チェックするものとする。
2. 警備用装置類の費用及び設置・契約終了時の取外しは受託者の負担とする。

７　警備時間

　　警報装置警戒開始の信号を受信した時に警備を開始し、警報装置警戒解除の信号を受けた時に警備を終了する。

８　警備実施要領

1. 監視センターでは、警報受信機を常時監視し、警備対象物件に異常が発生したことを感知したときは、その異常の状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象物件の安全を維持するための最良の措置を実施する。受注者の巡回警備員の出動が必要と判断した場合は、監視センターで異常が発生したことを受信したときから、25分以内に当該現場に巡回警備員を到着させるとともに、必要事項を指示するものとする。
2. 監視センターでは、異常事態の確認の結果、必要と認めたときは、あらかじめ届け出を受けた発注者の責任者へ電話にて緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署並びに警察署に通報するものとする。
3. 受注者の巡回警備員は、受注者の警備センターと連携を密にし、監視センターの指示に基づき警備対象物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成するものとする。
4. 警備対象物件に到着した受注者の巡回警備員は、異常事態確認後、その拡大防止措置をとり、受注者の監視センターにその状況を報告するものとする。

９　　報告

　　　受注者は警備対象物件の異常対処の内容について、速やかに発注者に報告書を提出するものとする。

10 　 鍵の預託

　　　警備上必要な鍵、カード等は、発注者、受注者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ預り書等により、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管するものとする。

11 　損害賠償

　　　業務遂行中、受注者の過失により発注者が損害を被った場合の補償制度が確立していること。

受注者は次の金額を限度として賠償の責任を負う。

「対人賠償、対物賠償各あわせて1事故１０億円」

12 　履行状況評価の実施

　　　本業務については、発注者は受注者の履行状況評価を定期的に行う。履行状況に問題を認めるときは業務の改善を指示するものとし、その指示に従わないときは、契約を解除するものとする。

13 　委託料の支払

　　　委託料の支払については月払とし、各月の業務完了後に委託料総額を３６で除した金額を受注者が提出する請求書に基づき支払う。

14 　その他

　　　警備実施上、疑義または本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、発注者と受注者が協議して取り決めるものとする。